

重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の更新手続きが必要です

■更新手続きについて

現在、韮崎市重度心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方の有効期限は、10月31日（障がい手帳等に有効期限のある方は、その期限まで。）となつています。今年度は5年に1度の更新の手続きが必要となります。（例年は自動更新）対象者には8月上旬に郵送のご案内します。手続きをされない場合には、医療費の助成が受けられなくなり、期日までに手続きをお願いします。

■受給要件にあたる障がい

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳

1・2級

- ・国民年金法における障害基礎年金1・2級の受給者
- ・特別児童扶養手当受給者

■申請期限 10月4日（金）

までに福祉課障がい福祉担当へ申請してください。

■持参するもの

- ・韮崎市重度心身障害者医療費助成受給者証交付（更新）申請書

- ・所得の確認等に関する同意書
- ・受給要件にあたる手帳または証書
- ・医療保険証
- ・限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）（お持ちの方）
- ・口座登録用紙（未登録の方）
- ・通帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

※平成31年1月1日時点で市外に住所があった方（受給者・世帯構成員含む）は、前住所地の市町村長が発行する「令和元年度（平成30年中）所得課税証明書」が必要です。

また、対象者および世帯構成員の中に住民税を未申告の方がいる場合には、更新の認定ができませんので申請前に税務収納課で手続きをお済ませください。

■問い合わせ

福祉課障がい福祉担当
（内線182・183）

職員募集!

— 韮崎市で私たちと一緒に働きませんか? —

韮崎市職員（看護師）を募集します!

採用職種	試験区分	採用人員	受験資格	勤務場所	採用日	申込受付期間	試験日
看護師	短大卒業程度	若干名	看護師免許を有する人	市立病院（看護局）	令和元年10月1日	8月5日（月）～30日（金）	9月12日（木）

※詳細は、市役所1階受付、市立病院事務局で配布している「[韮崎市職員（看護師）採用試験案内]」をご覧ください。

■問い合わせ 秘書人事課 人事行革担当（内線322・325・326）

市立保育園・児童センター職員を募集します!

子どもに囲まれた職場で働いてみませんか? 「長時間は難しいけれど、自分に合う時間で働きたい!」 「資格はあるけれど、長い間その職から離れていて不安…」そんな方も、ぜひ一度ご相談ください!

保育士（非常勤フルタイム）

- 資格 保育士資格
- 勤務時間 7時30分～19時の間の7時間45分
シフト制 土曜出勤あり
初年度から有給休暇あり
- 賃金 月額161,300円
ボーナス3か月分 通勤手当あり
- 加入保険等 厚生年金、社会保険、雇用保険、労災保険

保育士（パートタイム）

- 資格 保育士資格
- 勤務時間 7時30分～19時の間
※延長保育（朝3時間・夕方3時間勤務）が可能な方、歓迎!
- 有給休暇 週労働日数等による
- 賃金 日額7,600円 時給980円
- 加入保険等 厚生年金、社会保険、雇用保険、労災保険加入制度あり

調理員（パートタイム）

- 資格 不問（調理師資格が望ましい）
- 勤務時間 8時～16時または8時～12時
※応相談・7時間勤務可能な方、歓迎!
- 有給休暇 週労働日数等による
- 賃金 時給864円
- 加入保険等 厚生年金、社会保険、雇用保険、労災保険加入制度あり

児童クラブ指導員（パートタイム）

- 資格 不問（保育士または教員免許が望ましい）
- 勤務時間 14時～18時の間の3～4時間
※長期休みの間は、この限りではありません
- 有給休暇 週労働日数等による
- 賃金 時給980円
- 加入保険等 労災保険加入制度あり

■採用方法

①書類提出（履歴書、保育士の場合は資格証の写しも必要）②面接を行い、採用の可否を決定

■申込み・問い合わせ 福祉課 子育て支援担当（内線175）

その他詳細は
ホームページで
ご確認ください。